ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　その他　】

９０３　ＤＰＣレセプトにおける携帯型ディスポーザブル注入ポンプの算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

ＤＰＣ上、硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に使用した携帯型ディスポーザブル注入ポンプの算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入は麻酔としての治療行為であることから、その際使用した携帯型ディスポーザブル注入ポンプについてはＤＰＣにおいて算定可能と考える。

以上のことから、ＤＰＣ上、硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に使用した携帯型ディスポーザブル注入ポンプの算定は、原則として認められると判断した。